別表第五災害派遣等手当の項中「千六百二十円」を「二千百六十円」に、「三千二百四十円」を「四千三百二十円」に改め、同表対空警戒対処等手当の項中「措置」の下に「（これに必要な準備として防衛大臣の定める措置を含む。）」を加え、「千百円」を「千五百円」に、「五百六十円」を「八百円」に、「千六百円」を「二千二百円」に改め、同表分べん取扱手当の項中「医師（」を「医師又は助産師のうち」に改め、「に限る。）」を削り、同表レンジャー作業手当の項の次に次のように加える。

作戦環境等順応手当	北部の地域（北海道及び青森県の区域をいう。）と南西の地域（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域をいう。）との間において官署を異にする異動又は官署の移転により生ずる作戦の遂行に当たつての環境等の変化に順応するために必要な期間として防衛大臣が定める期間中、当該異動又は移転後の官署の所掌する業務に従事する自衛官（防衛大臣の定める者に限る。）	業務一日につき千三百円
救急医療業務手当	自衛隊の病院（防衛大臣の定めるものに限る。）に勤務する医師又は歯科医師で当該病院の診療時間以外の時間において防衛大臣の定める緊急性が高い救急医療の業務に従事するもの	業務一回につき、次の場合の区分に応じてそれぞれ次に定める額 勤務時間が八時間以上である場合　一万八千円 勤務時間が四時間以上八時間未満である場合　一万二千円 勤務時間が四時間未満である場合　六千円
募集業務手当	自衛隊地方協力本部に所属し、募集に関する業務のうち防衛大臣の定めるものに従事する職員	業務一日につき五百円
特別補佐業務等手当	法第六条第一項に規定する事務官等又は同条第二項に規定する自衛官を直接に補佐する業務その他の防衛大臣の定める業務に従事する准陸尉、准海尉若しくは准空尉又は海曹長である自衛官（防衛大臣の定める者に限る。）	業務一日につき五百円
航空機整備作業等手当	防衛大臣の定める部隊に所属し、航空機の整備に関する業務で緊急性があるものとして防衛大臣の定めるものに従事する職員（防衛大臣の定めるところにより、当該業務を行うのに必要な技能を有すると認定された者に限る。）	業務一日につき千二百円
野外訓練・演習従事手当	野外において防衛大臣の定める訓練又は演習に引き続き三日以上従事する自衛官（落下傘隊員手当又は特殊作戦隊員手当の支給を受ける者を除く。）	業務一日につき千四百円

別表第五備考に次のように加える。

六　職員が同一の日において救急医療業務手当を支給される業務及び夜間看護等手当を支給される業務に従事した場合には、これらの業務に従事した者に対するこれらの手当の支給額のうちいずれか高い額の手当を支給する。

別表第九イ夏服（上衣及びズボン又はスカート）の項を次のように改める。

夏服（上衣及びズボン又はスカート）	二組	三組	二組

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の別表第五作戦環境等順応手当の項の規定は、令和七年四月一日以後に官署を異にする異動又は官署の移転があった場合について適用する。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年四月一日

防衛大臣　中谷　元
内閣総理大臣　石破　茂

政令第百七十一号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第九号中「第十二条の表十三の項」を「第十二条の表七の項」に改める。

第十二条の見出し中「割合等」を「割合」に改め、同条中「又は額は、それぞれ」を「は、」に改め、「又は同表の第三欄に掲げる額」を削り、同条の表中「又は額」を削り、同表六の項中「又は同法」を「、同法」に改め、「軽費老人ホーム」の下に「又は同法第二十条の七に規定する老人福祉センター」を加え、同表中十の項を削り、九の項を十の項とし、八の項を九の項とし、七の項を八の項とし、六の項の次に次のように加える。

七	一般住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設（学校（幼保連携型認定こども園を除く。）の施設を除く。）	十分の七・五

第十二条の表中十二の項及び十三の項を削り、十四の項を十二の項とし、十五の項を十三の項とし、十六の項を十四の項とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の第十二条の規定は、令和七年度以降の年度の予算に係る国の補助（令和六年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和七年度以降の年度に支出すべきものとされた国の補助を除く。）について適用し、令和六年度以前の年度の予算に係る国の補助で令和七年度以降の年度に繰り越されたもの及び令和六年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和七年度以降の年度に支出すべきものとされた国の補助については、なお従前の例による。

防衛大臣　中谷　元
内閣総理大臣　石破　茂